高齢者保健福祉推進計画（第９期介護保険事業計画）の施策体系

資料１－２

千葉市高齢者保健福祉推進計画 第８期介護保険事業計画

基本理念
支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ

基本目標
高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る
～地域共生社会の実現を念頭に、2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの構築・強化を目指す

基本方針１
高齢者が生きがいを持って元気でいるための地域づくりを目指して～健康寿命の延伸～

主要施策
- （１）生きがいづくりと社会参加の促進
- （２）健康づくり
- （３）自立支援と重度化防止

基本方針２
支援が必要になっても自分らしく地域で暮らし続けられるまちを目指して

主要施策
- （１）あんしんケアセンターの機能強化
- （２）地域ケア会議の強化
- （３）切れ目のない在宅医療・介護連携の推進
- （４）エンディングサポートの推進
- （５）安心して暮らせるための地域等による支援
- （６）災害・感染症対策

基本方針３
だれもが安心できる認知症にやさしい社会を目指して（認知症施策推進計画）

主要施策
- （１）認知症への理解の促進
- （２）認知症予防に向けた活動の推進
- （３）医療・ケア・介護サービス体制の向上
- （４）認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援
- （５）権利擁護の充実

基本方針４
必要なサービスが必要としている高齢者に届く安心なサービス提供体制を目指して

主要施策
- （１）介護保険施設等の計画的な整備
- （２）在宅支援サービスの提供体制の整備
- （３）その他の介護保険外サービス等による高齢者の居住安定の確

基本方針５
適正な介護を提供するために

主要施策
- （１）適正な介護サービスの提供
- （２）公正で効率的な介護認定体制の構築
- （３）介護人材の確保・資質の向上及び定着の支援
- （４）低所得者への配慮

千葉市高齢者保健福祉推進計画 第９期介護保険事業計画　（案）

基本理念
みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちへ

基本目標
高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る
～地域共生社会の実現を念頭に、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す～

健康づくり
基本方針Ⅰ
高齢者が活躍し、生きがいを持って元気でいられる地域づくりを目指して～健康寿命の延伸～

主要施策
- （１）生きがいづくりと社会参加の促進
- （２）健康づくりとフレイル予防
- （３）自立支援と重度化防止

相談機能の強化
基本方針Ⅱ（新設）
困ったときに支援を届けるための相談体制の充実をめざして

主要施策
- （１）あんしんケアセンターの機能強化
- （２）専門的、分野横断的な相談体制の整備（新規）

在宅生活の支援
基本方針Ⅲ
支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らし続けられるまちを目指して

主要施策
- （１）地域ケア会議の強化
- （２）切れ目のない在宅医療・介護連携の推進
- （３）エンディングサポートの推進
- （４）地域の担い手による支え合い活動の支援
- （５）災害・感染症対策

認知症施策推進計画
基本方針Ⅳ
認知症の人や家族が希望を持って地域の中で暮らし続けられる社会を目指して（認知症施策推進計画）

主要施策
- （１）認知症への理解の促進
- （２）認知症予防に向けた活動の推進
- （３）医療・ケア・介護サービス体制の向上
- （４）認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援
- （５）権利擁護の充実

サービス提供体制
基本方針Ⅴ
必要なサービスが必要なときに高齢者や家族に届く安心なサービス提供体制を目指して

主要施策
- （１）介護保険施設等の計画的な整備
- （２）在宅支援サービスの提供体制の整備
- （３）その他の高齢者向け住まいの確保支援

介護人材確保
基本方針Ⅵ（新設）
だれもが働きやすい介護現場を目指して

主要施策
- （１）介護人材の確保と効率的な業務運営の支援（新規）
- （２）介護人材の資質の向上（新規）

保険者機能の強化
基本方針Ⅶ
適正な介護を提供するために

主要施策イメージ
- （１）適正な介護サービスの提供
- （２）公正で効率的な介護認定体制の構築
- （３）低所得者への配慮

趣旨、補足

【基本理念】及び【基本目標】

（１）第９期計画の「基本理念」及び「基本目標」を、千葉市新基本計画（R5～）の「まちづくりの総合８分野」に合わせる。
（２）国の基本指針（案）に沿い、基本目標の副題を、「地域包括ケアシステムの構築・強化」から「地域包括ケアシステムの深化・推進」に見直す。

【基本方針Ⅰ】
高齢期の健康づくりは、栄養（食と口腔）と身体活動と社会参加を一緒に進める必要がある。健康教育の場やコロナ禍で減少した地域活動に高齢者が積極的に参加していただくこと等で、高齢者自身の健康づくり及び介護予防の取組みを推進する。

【基本方針Ⅱ】
近年の家族介護者の過重負担の問題や制度の谷間でサービスを受けられないなどの問題を踏まえ、専門性を維持しつつも分野横断的な相談支援体制の充実が大きなテーマとなっていることを受けて、新たな基本方針として位置付けた。

【基本方針Ⅲ】
現行計画の「基本方針２」の大部分を承継するものである。地域包括ケアシステムの５つの柱のうち、「住まい」（基本方針Ⅴ）、「介護予防」（基本方針Ⅰ）、「介護」（基本方針Ⅴに大部分を記載）は、それぞれの基本方針の中に位置付けた上で、災害時の支援、エンディングサポートなどを含む在宅生活の支援について包括的に記載した。

【基本方針Ⅳ】
認知症施策推進計画としての位置づけもある部分であり、現行計画と同様であるが、認知症基本法の趣旨等を踏まえ、認知症の普及啓発や認知症本人の発信支援等の各種施策を促進する。

【基本方針Ⅴ】
介護保険事業計画の中心をなす部分であり、現行計画の「基本方針４」と同様に需要に対応できるサービス提供体制の整備を目指す。

【基本方針Ⅵ】（新設）
介護人材確保は、現行計画の「基本方針５」の中に位置付けていたが、かつてなく厳しい状況にあり、国の基本指針（案）においても重要な事項として位置付けられていることから、独立した基本方針とし、人材確保に向けた取り組みを強化する。

【基本方針Ⅶ】
現行計画の「基本方針５」を引き継ぐものであり、認定業務の効率化のほか保険者機能の強化による制度の安定を目指す。